通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 第3回 意見概要

- 対応方策を含め全般的に資料のとおりだと思う。ガイドラインにどういった内容を書くかはまた別途考えるとしても、所轄庁がガイドラインをもとに各学校への指導監督をしやすい環境をどのように作るかという点を対応していくべきである。
- 法令上実施が求められる学校評価の実施及び結果の公表を徹底することがまずは先に くるはずである。その上で、それを実質化するために、自己点検の結果の公表や提出が求 められることとなるため、その点に留意する必要がある。
- 面接指導等実施施設の設置に当たって対応方策を講じることも必要であるが、その後の 運営に当たっても様々な問題が生じていることから、在籍生徒数や運営状況等の情報がそ の面接指導等実施施設が所在する都道府県の担当部署に共有されるような仕組みを構築 すべきではないか。
- 対応方策の案については納得のいく部分が多いと感じる。学校評価そのものは学校評価ガイドラインが既にあるが、通信制高校の独自の部分は別途対応することが望ましく、その場合には共通フォーマットで自己評価をすることを明確にしていくことが必要だと思う。情報公開についても、大学では法令上求められる情報を必ず公表することとなっているので、これにならうというのも納得がいく。
- きめ細かな指導体制を図っていくためには高等学校通信教育規程で定められる教諭の 数の見直しを行うぐらいのことはすべきなのではないか。
- 〇 時代も変わっている中で高校標準法に定められる教員の数が適当かどうかは議論した 方が良い。
- 質の保証に踏み切ったのは大きな前進。過去の不適切な事案においても、サテライト施設で学ぶ生徒をどう救うかが大きな課題であり、所轄庁のみならず、広域通信制高校が展開する都道府県も何らかの関わりをしていくことができれば、広域通信制高校に関わる課題のほとんどは解決するだろう。
- 〇 公立の通信制高校が厳格化の方向で質の保証を行っていくということには限界がある と感じる。教員定数の問題を改善して欲しい。
- 公立や私立の別なく、一つの基準で質の保証を確保していくべき。広域・狭域関係なく、 公立・私立関係なく、通信制高校で学ぶ生徒がどういった教育を受けて、どういった資質・ 能力を身に付けていくのか、そのために必要な方策は何なのかをきちんと考えなければな らない。
- 教育の質の向上を、施設設備等を含めて環境整備を決まり事に基づき進めると同時に、 第三者評価や自己評価をもとに自らが向上させていくという両面から図られていくこと で、本当の意味での教育の質の向上を図っていくことが必要。
 - ※上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。